

# 令和2年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

## 議事録

開催日時：令和2年11月12日（木）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：15名（欠席0名）

市長 出席

事務局出席者：9名

### 【会議内容】

#### 1. 開会

（事務局：市民サービス課）

本日はご多忙のところ夜遅くにお集りいただき、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが全員お集りのようですので、ただいまから令和2年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

今回は本年度第2回目の運営協議会ですが、第1回目につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面での決算等の報告とさせていただいたところがございます。よって、本日が、皆様にお集まりいただく令和2年度最初の会議となりますので、最初に、事務局及び関係部署職員の紹介をさせていただきます。

### 【事務局の自己紹介】

以上となります、今年度もよろしくお願いたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。ただいま、ご出席していただいております委員さんは、15名中15名でございます。本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するとなっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

皆様こんばんは。ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、本協議会を開催するに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策といたしまして、短時間で議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様にはご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

それでは、事項書に基づきまして、会議を進めてまいります。その前に、少しご報告をさせていただきます。

委員の一人であります木場先生におかれましては、長年の学校医としてのご功績に対しまして、本日、尾鷲市表彰を受賞されました。この場をお借りいたしまして、長年のご功績に心より敬意を表し、お祝いを申し上げます。また、先生には、本協議会の委員も長年務めていただいております。これからはあらゆる面においてお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

【拍手】

## 2. 市長挨拶

(会長)

それでは、会議を進めてまいります。

まず初めに、加藤市長よりごあいさつをお願いいたします。

加藤市長よろしく願いいたします。

(市長)

皆さんこんばんは、ご紹介いただきました尾鷲市長の加藤千速でございます。

冒頭に私の方からも申し上げようと思っておりましたのですけれども、今日のお昼に尾鷲市表彰をさせていただきます。木場先生にこの尾鷲市に対する様々なご貢献をいただいたということで、今日表彰をさせていただきました。改めまして木場先生、おめでとうございます。

それでは、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日は、皆様方ご多忙のところ、また夜分大変お疲れのところ、令和2年度第2回目の尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

先ほど会長の方からもございましたが、新型コロナウイルス感染症につきましてはですね、現在におきましても感染症が全国的に日々確認されておりまして、11月以降特にですね、増加傾向が高まっております。第三波が訪れるのではないかとということで、ほとんど第三波が訪れるだろうなということが言われているんですけれども、それについては本日の政府の会見では、まだ官房長官の方からもその話はございません。しかし、状況からしますと、第三波が訪れているのではないかなど。したがって、尾鷲市はまだ2人ということでずっと8月以降保っておりますけれども、今後もこの感染症がさらに拡大される懸念もございまして、市民の皆様のご健康への影響などが大変危惧されているところでございます。感染拡大の終息見通しがなかなか難しい状況の中ではありますが、市といたしましても感染防止対策を徹底していく中、1日も早く終息することを強く願っている次第でございます。

また、こうした状況の中で、国民健康保険事業におきましても、感染された方などに対

する傷病手当金の支給とか、あるいは収入が減少した方に対する国民健康保険税の減免、こういったことを新たな取り組みとしてやらせていただいている状況でございます。

委員の皆様におかれましては、昨年度は、令和2年度からの国民健康保険税率等の改正についてご答申をいただきまして本当にありがとうございました。国保加入者の皆様には、本年6月に新たな税率での税額を通知させていただきましたが、やはり例年以上の問い合わせをいただいております。そういった中で皆様方に、本市の現状をご理解いただけるように私共も説明をきちんと行い、国民健康保険事業の運営にご協力をいただいているところでございます。

本日は、まだそこからあまり期間が経っていない、こういう状況の中です。先般会長の方にこの令和3年度からの国民健康保険税の賦課限度額の見直しについての協議会を開催していただきたいというお願いをしたところ、本日このようにですね、皆様方全員出席の中で開催していただくことができましたこと、本当にありがとうございました。本日はその件について、諮問をさせていただきたいと思っております。

今回の諮問はですね、令和元年12月20日に閣議決定をされました令和2年度税制改正大綱、これに盛り込まれた内容でございます。本市におきましてもその内容に基づきですね、国民健康保険税における負担の公平性及び、本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るために、1年遅れではございますが、令和3年度から、国の改正と合わせた対応をいたしたく、委員の皆様には引き続き心苦しいところではございますが、本市の賦課限度額の見直しについて御審議をお願いするものでございます。

詳細は、このあと事務局から説明させていただきますけれども、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見、ご質問を賜りまして、今後ともご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。ここで、市長は退席となります。

### 3. 議事録署名委員の指名

会長より議事録署名委員を選出し、両委員とも議事録署名を受諾。

### 4. 議題

#### 尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて（諮問）

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について、市長から諮問がありましたので、国民健康保険税の現状及び見直し案について、事務局に対して説明を求めます。

(税務課)

それでは税務課より内容について説明をさせていただきます。

まず、最初に資料の確認をさせていただきたいんですけども、先に送らせていただきました資料が2つございます。1つが「国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」、次に「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて」、それからですね、本日机の上に追加資料を置かせていただきました。それについてはですね、モデルケース

ごとの試算結果ということで、この3種類が今日の資料となります。皆さん、資料はございますでしょうか？

(委員)

はい、大丈夫です。

(税務課)

それでは座って説明させていただきます。

国民健康保険加入者の皆様に納めていただく国民健康保険税につきましては、その負担額に一定の限度を設けており、その上限額を賦課限度額と言います。今回の諮問は、その賦課限度額について国は令和2年度から引き上げを示しておりましたが、本市においても国の改正から1年遅れではありますが、令和3年度から同様の内容で引き上げを行うかどうかについての諮問となり、本日委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

国から示されました令和2年度からの賦課限度額の引き上げの概要につきましては、令和2年2月28日の前回の運営協議会において、説明させていただいたところではございますが、本市におきましても保険税負担の公平性の観点から、令和3年度から同様の内容で引き上げを検討した方がよいと考えます。

具体的な改正案といたしましては、資料「国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」の10頁をご覧ください。医療分の賦課限度額、現行61万円を63万円に、介護支援分の賦課限度額、現行16万円を17万円にそれぞれ引き上げさせていただく内容となっております。それでは資料の1頁にお戻りいただき、この案を委員の皆様にお示しするに至った理由についてご説明させていただきます。

資料1頁をご覧ください。社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとなっております。

これまでも、保険税負担の公平性を図る観点から、低所得者層に配慮した軽減判定所得の見直しを行い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げながら、賦課限度額を引き上げてきております。

2頁をご覧ください。本市においては令和2年度に保険税率の引き上げを行っておりますが、今後再び医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、①として保険税率の引き上げを行った場合、②として保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合についてイメージ図に示したものです。

3頁をご覧ください。高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、イメージ①として、賦課限度額を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなります。

4頁をご覧ください。イメージ②として、保険税率の引き上げとともに賦課限度額を引き上げることとすれば、高所得層には多く負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となります。

5頁をご覧ください。次に、「国民健康保険税に係る賦課限度額の在り方」について、国の方針として、国民健康保険税の賦課限度額については、これまで被用者保険におけるルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間となるように法定されていることとのバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に

近づくように段階的に賦課限度額を引き上げております。

6頁をご覧ください。本市において、令和2年度賦課時点において医療分27世帯68人、後期分37世帯98人、介護分29世帯47人が超過しており、被保険者数における割合は、それぞれ1.6%、2.2%、3.4%となっています。これらのことにより本市におきましても該当世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げたいと考えております。

7頁をご覧ください。これらのことから、医療給付費等の増加が見込まれる中で、医療分を2万円、介護給付金分を1万円、それぞれ引き上げるにより、中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図りたいと考えております。

8頁をご覧ください。このグラフは、国における限度額と本市の限度額の比較となっております。市民の皆様等への周知期間等を考慮し、1年遅れで限度額を引き上げております。

9頁をご覧ください。本市における令和2年度賦課時における限度額超過世帯です。6頁でも説明いたしましたが、令和2年度賦課時点において、37世帯の限度額超過世帯があり、賦課することができなかった超過課税標準額は約1.680万円となっています。

10頁をご覧ください。これらのことにより国民健康保険税の賦課限度額について、次のとおりといたしたい。(1)として国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行61万円から63万円に引き上げる。(2)として国民健康保険税の介護給付金課税額に係る賦課限度額を現行16万円から17万円に引き上げる。

11頁をご覧ください。この賦課限度額の引き上げを行うことで、令和2年度賦課時点においては医療分27世帯68人、介護分29世帯47人が超過していましたが、引き上げ後は医療分26世帯65人、介護分28世帯44人となり、被保険者数における割合は、医療分は1.6%から1.5%(△0.1%)、介護分は3.4%から3.2%(△0.2%)となります。

税務課からの説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局から説明がありました「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について、何か委員の皆様、ご質問はございますでしょうか？どうぞ忌憚のないご意見を仰ってください。分かりにくいのもっと説明してほしいところがあれば、それでも結構でございます。

(委員)

ちょっといいですか？

(会長)

委員さんどうぞ。

(委員)

すみません。今度は最高限度額の引き上げということで、この前も説明を受けましたけれども、所得が高いといってもこういうコロナや消費税の値上げの中で、大変なことだと思うんですけれども。まあ言ってもやむを得ないのかなというのもあるんですけれど、この引き上げについての影響ですね、どのぐらいあるかだけ教えていただけますか？

(税務課)

それでは説明させていただきます。今回27世帯の方が医療分でオーバーしているんですけども、ここの中の内の26世帯が93万円にあたるということで、27世帯分かけることの2万円の54万円と、それから29世帯分が28世帯になって1万円ずつ上がりますので28万円、54万円と28万円を足した82万円が税収として増えることとなります。あくまで今年度の所得と同じまま、来年度もかかったということになりますので、このコロナ禍ですので、このコロナ禍でも、収入が高い人だけが、来年度からですので、上がるというかっこうにはなりませんので、一応そういうこととなっております。

(委員)

儲けでるん？

(税務課)

54万円とそれから28万円で、82万円です。

(委員)

それから、ちょっと私、分からんもんで聞くんですけど、この最高限度額っていうのは、国が方針出したら上げやんならんっていう規則とかそんなんあるのか、それともこの県下の市町村の中ではもうみんな最高限度額なんかどうか、そこらへんちょっと教えてほしいんですけど。

(税務課)

保険料というところはですね、ほとんどのところはその年に限度額に引き上げております。保険税という税制度の方を取るところはですね、だいたい市民への周知期間を考慮して1年遅れで上げるところが多いです。そして、限度額を設定していない県下の市町村はほとんどいないと思っています。1年遅れくらいで全部が、国の方針に沿った限度額に引き上げております。

(委員)

三重県は全部上げとるということなんやね。あの、ちょっと私の認識が間違っとかしらんけど、三重県以外なんかでは、上がるととこと、上がってないところが、色々あるみたいな感じなんですけど、そうでもないんですか？

(税務課)

当然、国保税の運営に余裕があるところは上げなくてもよいということにはなってますので。一応これは法定で上げた方がよいという状況なので。

(委員)

ということは国保財政の状況によっては別に、あの豊かっていうか余裕っていうか、それを上げて負担を増やすっていうのはせんでもええと、できるだけ抑えていくという意味で、上げるということは厳しいという理解でいいですね。

(税務課)

一応、上げないでおる場合ですね、国からの補助金とか交付金が少なくなる可能性もあ

りますので、一応そういうことも加味しております。

(会長)

他に何かご意見ございませんでしょうか？

委員さん、何かご意見ございませんでしょうか？

(委員)

何も分かん。具体的なものがないもんで全然分かんのと、もう1つ、昨年度県へ1本化するっていうことで了承したんやったね、確か。その辺の関わりはどんなんやった？僕の意識としては、個人で保険料を、保険税っていうかな、これを上げないために、あるいはできるだけ小さくするために、僕は県へ1本化することに賛成したというか、しぶしぶ承知はしたんですけど。その辺の関わり、そして今日ちらっと聞いたんですけども、やっぱ県で1本化されると、所得がね、北と南が違うもんで、それを合わせるために尾鷲市の方も上げやんなんのやという話をちらっと聞いたんですけども、その辺ちょっと具体的に教えてくれんかな？

(事務局：市民サービス課)

まず考え方としてはですね、やはり担税能力の低い、所得の割と低い自治体であって、なおかつ1人当たり医療費の高い自治体、尾鷲市のような自治体については、県に一元化されたことによって若干保険税を上げなくて済んでいるというふうに私共は理解しております。それはなぜかというとはですね、まず県全体での国保の医療費総額に対してですね、国保の給付費に対して、そこの市町に納付金という形で割り当てが参ります。その割り当て額と実際に尾鷲市が支払うであろう金額を比較すると若干安いというところになっておりますので、それを考えるとですね、尾鷲市においては県での財政の一元化という部分については、被保険者の方に対してのメリットはあるんじゃないかなというふうに考えてます。ですので、それでもなおかつ現状においてですね、ここでやはり問題になってくるのは、5頁のところかなと思うんですけども、「最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間となるように法定されていること」、ここの部分になるんですが、やはり限度額超過をしている世帯数が多いということはですね、その部分を調整しようとする必要が出てくる、限度額を超えてない世帯の方の割合が一定数ないとだめだということになりますので、今現状尾鷲市においては、法定限度額を超えている世帯の方が多いというところで、法定限度額を引き上げる、国の方針に従って引き上げることにより、そこが若干是正されるであろうというふうには考えております。まずそれがあってですね、限度額が引き上げになるというところなんです。そこがまず第1点としてあるのではないかなというふうに考えております。

それと、先ほどの委員さんの質問の中の県への一元化についてのメリットというところについてはですね、やはり先ほど申し上げたとおり、それが数値としてどれだけというのはなかなか読みにくいところではあるんですけども、納付金額を考えるとですね、それを全部、給付費との割合の中で考えると、若干ですが、県の一元化のメリットはあるんじゃないかなというふうに考えてます。それはなぜかというとはですね、やはり担税能力の高い北西部の自治体さんにおいてはですね、負担額が多いというところもありますので、そこについてのメリットを数字でちょっと今お示しはできないんですけども、全て自治体単位、全て各市町村単位で賄っているよりも負担額が若干ながらも低いんじゃないかなというふうに考えてます。

それからもう1つ、一元化の中ではですね、保険給付費というのはですね、だいたい1億数千万円毎月支払いを行っております。それで、月ごとの数字としてはですね、2または3千万円違ってくるものなんですね。多い月には1億4千万、低い月では1億1千万というように、2または3千万の違いが出てくると、これが数か月続いた時にはですね、やはり市の単独では負担しきれなくなる可能性がある。小さい自治体になればなるほどですね、その急な給付の増加であったりですね、そういうものに対応しきれなくなる。それを県全体のプールしたお金で賄うという制度になっておりますので、例えば、それを補填するために財政調整基金というのを積み立てる方式になっておりました。そうするとやはり県全体で財政を一元化する場合に比べて、財政調整基金の必要積み立て額はどうしても増えてしまいます。貯金をたくさん持っておかないと急場をしのげないというのがあるんですが、現状の制度においてはですね、その年度に出たお金は必ず県全体でプールしたお金の中から負担してもらえますので、限定された地域で医療費が急に上がったような場合は、その年度においては財政的には大変安定化いたします。そういう点を考えるとですね、財政調整基金の積み立て額も少なくて済むというふうなメリットがございます。そういう部分においてですね、受益者からいただく保険税の額の必要徴収額というの若干低く抑えられます。それを前提としてですね、前回のシュミレーションにおいてはですね、毎年いくばくかの財政調整基金を取り崩した中で値上げを想定できた。こういう部分でですね、一元化のメリットはあったというふうに考えております。以上です。

(委員)

メリットはあったんね。そしたら何にも言うことはないけどさ。ただ、僕は受益者としてはできるだけ安く、そのために僕は出てきとんです。そして、それで県へ一元化することによって安定するのは事務局の方ですよ。事務局の方は安心したよね。先ほども言われたように、県がある程度の補填をしてくれるから。そやけど、僕らとしてはやっぱり保険料が高くなる。それと、自治体が小さい自治体やから、やっぱり今度の総理大臣の菅さんに、自助だけやなしにさ、やっぱり県の方の公助をね、例えば事業の発展というか、地元へむいていろんな産業のね、あれがくるように働きかけてもらう。若い人の働き場所をようけ探してもらう、もってきてもらう。県にも協力して仕事を尾鷲市へもってきてもらうっていう公助の方をね、やっぱりちょっと考えてほしいなって。そやないと、いつまでもいつまでも保険料が値上がりばっかするんやり。人数減ったら保険料は高なるわね。年もとってきたら高なるしさ。みんな年とってくんやもん。やっぱりそういう若い人の力っていうのを導入できるような、そういう県の施策っていうかな。そういうのをやっぱり要求していかんとあかんのやないかなと思うんやけどね。事務局は金もろたら安心できるやろけどさ、ずっと上がっていくんやり？

(委員)

あの、今までのお話しですごく大事なことを言われたと思うんですけど。まず、この東紀州地域というのは、保険料は割合からすると北勢地区と比べて少なかったですよ。財源が少ないにも関わらず、収入が皆さん少ないので、押さえてきたんではなかったんですか？北西地区よりは税率そのものは低めに設定されてたと思うんですが。

(事務局：市民サービス課)

税率が低く抑えられたというよりですね、1人当たりの課税額としては結果的に北西部よりも低くなっていたというところでございます。

(委員)

そういうことですよ。それで財源がないので、県で、合同ですることによって、足らなくなっても県が補填してくれるので、市としてはすごくやり易くなったとは思いますが、もちろんそうなるとう北西地区の方はたくさん払っているの、もちろん当たり前話なんです、そうすると「一緒にせえ」という話が出てきますよね。それを徐々に県が統一してくるとい話のようにも聞いているんですが。そうすると県全体として最終的に同じような感じになるというふうにしていると思うんですよ。ですので、結局税率そのものはちょっと低かったはずなのが、一緒ぐらいのレベルになるようにしていかなるを得ない。あの、先ほどの委員さんが言われたのは、結局財源を確保するためには、債務を何とかしてくれという話だと思うんですよ。「国民の個人事業所が儲かってくれればちゃんと入るから、とる方ではなくて、たくさんそういう場を、ちゃんとそういうところを、場を作ってくれよ。そうすれば財源潤うやないか。」という話やと思うんですが、それってすごく大事なことなんじゃないかと僕も思うんです。自分はこの範囲、誰の仕事というのではなくて、そこらへんをちょっと配慮していただけるといいのかなと。税務をとる側としては、払い易い環境を作るといのは、自分の仕事ではないと思うのではなくて、すごく大事なことなんではないのかなという、この1点質問というか意見させてもらいたいんですが。

(会長)

はい、ありがとうございます。私もあらゆる立場から言わせていただきますと、この4頁ですね。4頁の高所得者層に多く負担いただくことになるけど、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定というふうに書いてあることを、私はまず思ったんですけど。これを今日言いたいんですね。今日これをみなさんに分かっていたきたいってことだと思いますので、そのあたりをもう少し事務局の方から説明してあげてください。

(税務課)

今、会長が言われたとおりですね、現行のままですと賦課限度額があることによって、とれない方がどうしても出てきておりますので、できればその数字をできるだけ、ちょっとでもとることができれば、低所得や中間所得者層の方が楽になるということで今回の変更をさせていただきたいということなんです。先ほど、委員さんへの説明の時にも言ったんですけども、それによって80万の税額が上がってきますので、あくまでわずかではあります、市にとってはそれだけの収入が増えるということで、収入が上がれば保険税全体を上げることは据え置きになる。去年上げましたけど、3年後4年後を見越した時に、若干でも上げておくことで、その上げる幅を少なくしていくってことを見越して、この変更ということになっております。

(会長)

どなたか何かまだお聞きしたいことはありませんか？

(委員)

県が統一したらなんかバラ色みたいな話、安心やと言うとるけど、県はそない甘ないですよ。結局、中間所得層の保険料を順応させんならんよね。その引き上げっていうか。ですから、徴収率をものすごい上げやならんとか、それから保険証の取り上げとか、そういうことをして、市の国民健康保険税の利用者さんから大変な人も強制、まあ尾鷲は強

制はしてないと思うんですけども、そういう方向にしないと、県からこれだけ尾鷲市上げていきなさいよっていうのが確保できんっていう問題があつて。そういう点での配慮もしてもらわんと、危険性もあるということだけちょっと触れさせていただきたいと思いません。

(税務課)

そうなる場合に備えてと言いますか、そういった時にこういった中間の方の負担が少しでも和らぐような方法として、今回のこういうやり方をやりたいなと思っております。

(会長)

他にどなたかご意見ございませんでしょうか？今回は、高所得層に多く負担ということ、ちょっとみなさん頭の中に入れていただきたいと思います。私みたいな中間所得層は、意外とメリットがあるという、配慮をしていただいておりますということと、私は理解しております。他に何かご意見ございませんでしょうか？委員さん、よろしいでしょうか？

(委員)

よく分かりました。

(会長)

よろしいですか？分かっていただけましたか？はい、他に何かなければというところがございます。なければここで、尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて、今回示された事務局案で決定するかどうか、採決を行いたいと思っております。賛成の方は挙手を以てお願いをいたします。

### 【 挙手全員 】

挙手全員でございます。それでは挙手全員ということで、尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについては、この事務局案を以て運営協議会の答申とさせていただきたいと思っております。

(委員)

ちょっと1つだけ。来年も引き上げですか？去年も上げた、今年も上げた、来年もその次もって年々そうやっていかなあかんのかと思うんやけど。

(税務課)

賦課限度額についてはですね、国から指針が示されまして、この資料にもありますように。

(委員)

県内でもずれを直していかなん訳でしょ？

(税務課)

限度額自体はですね、ほとんどの市町村はこの限度額に、1年遅れのところが多いんですけども、国保料をとつとるとこは言うたら税制改正が出たと同時に変えてしまうところ

もございまして。あくまで低所得者層を守るということで、軽減判定の所得のところは、あとでまた説明するんですけれども。

(委員)

それはええんさ。来年も上げるんかな、再来年もあげるんかなって聞いているん。

(税務課)

今の時点で3年度の税制改正は出ておりません。国の方針は、1.5%に近づけるということで、上げていく可能性は高いんですけども、このコロナ禍ですので、ちょっとそこは今のところ読めないところです。コロナ禍でなければ、間違いなく上げるとは思いません。

(委員)

コロナ収まったら上がる訳やな。

(税務課)

あくまで高所得者に関する賦課限度額なので。高所得者にご負担いただき、低い人は守るというふうなことが国の指針になっています。

(会長)

どうもありがとうございました。他によろしいでしょうか？

## 5. その他

### 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

(会長)

それでは、続きまして「その他」といたしまして、「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

(税務課)

それでは説明させていただきます。資料はですね、机に置かせていただきましたモデルケースごとの試算結果というのも2つ使わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは説明させていただきます。

令和2年分の所得に基づいて計算される令和3年度以降の国民健康保険税について、軽減判定を拡大する改正を行います。

この改正は軽減判定の拡大、つまり被保険者の負担軽減のための改正ですので、国民健康保険税条例の変更が必要となりますが、ご報告のみとさせていただきます。

国民健康保険税は、所得等に応じた算定方法となっており、特に、所得が低い世帯に対しては、通常よりも安く算定できる、つまり、減額できるしくみとなっております。今回は、国民健康保険税を減額できるかどうかを判定するための基準、国民健康保険税の軽減判定所得を令和3年度より見直すこととしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

まず、個人所得についてですね、働き方改革を後押しする観点からですね、所得税や住民税の改正がございました。これは平成30年度の税制改正で令和3年度から採用すると

いうふうになっておりますが、こちらの改正につきましては、加入している健康保険に関係なく、国民健康保険の方も、社会保険の方も、全ての方が対象となっております。

具体的な改正内容につきましては、「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて」の資料の1頁をご覧ください。具体的な改正内容につきましては、資料1頁の下の図をご覧ください。

概要を簡単に説明いたしますと、給与・年金所得が10万円増加し、全員の基礎控除額が10万円増加するという改正です。これにより給与・年金収入の方は据え置きとなります。それ以外の収入の方は減税となります。この改正は給与・年金以外の収入を選択しやすくするという趣旨で行われました働き方改革によります。しかし、これにより個人の所得金額が10万円増えてしまうことになります。そうすると、これまで、国民健康保険税の減額を受けていた世帯が、減額を受けられなくなってしまいます。

資料2頁をご覧ください。そこで、これまでと同じような収入状況の場合、令和3年度からもこれまでと同様に国民健康保険税の減額が受けられるように、国民健康保険税を減額できるかどうかを判定するための基準が記載の通り見直しとなります。7割軽減基準、5割軽減基準、2割軽減基準、それぞれ見直しとなります。

これでは少しわかりづらいので、机の上に配布させていただきました追加資料「モデルケースごとの試算結果」の1頁も合わせてご覧ください。具体例をお示しいたしましたので、ご説明させていただきます。

まず1頁目がですね、国保加入者一人の世帯で、令和2年度までは、その方の収入が年金180万円の場合、年金所得は120万円控除され、60万円になります。ここで、5割軽減に該当するかどうかの判定基準は、現在においては、基礎控除額33万円+28.5万円×1人=61.5万円となっております。このことから、この世帯は、5割軽減に該当します。しかし今後はですね、同じ年金収入が180万円の場合でも、控除が10万円なくなりましたので、年金所得は110万円控除され、70万円となります。所得70万円では、基準の61.5万円を超えているため、5割軽減に該当しなくなってしまいます。このためにですね、軽減判定所得を見直して、43万円+28.5万円×1人=71.5万円とすることで、引き続き、5割軽減に該当するようになります。

2頁、国保加入者二人の世帯でその世帯の収入が夫240万円、妻130万円の年金収入計370万円の年金収入世帯の場合、年金所得はそれぞれ120万円×2人で計240万円控除され、130万円となっております。2割軽減に該当するかどうかの判定基準は、現在においては、137万円ですので、この世帯は、2割軽減に該当しております。しかし、今後はですね、同じ年金収入が370万円の場合でも、年金所得は一人当たり、110万円控除となりますので、所得150万円となってしまいます。所得150万円では、137万円を超えているため、2割軽減に該当しなくなります。そのため、軽減判定所得を見直すことで、157万円とし、引き続き、2割軽減に該当するよういたします。

3頁につきましてはですね、営業所得の世帯の方で、この改正により新たに軽減対象となる世帯の具体例となっております。国保加入者一人の世帯で、その方の収入が営業収入の場合、300万円の収入で、ただ必要経費は、これは個人さんによってかなり変わってくるんですけど、210万円と申告された方につきましては所得が90万円となります。この改正によって軽減判定が、85万円から95万円になりますので、今回から初めて2割軽減となります。以上のように、個人所得の改正に伴い給与・年金収入の方は今までどおりの軽減が受けられるように、また給与・年金収入以外の方は負担が軽減されるように、国民健康保険税の軽減判定所得を見直しさせていただきます。この改正につきましては、国保加入者の方の不利益にはならないことから、諮問事項ではなく、委員の皆様にも、今後

の改正の概要として説明させていただく形となりました。説明は以上となります。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について、何かご意見はございますでしょうか？何かお聞きしたいことはないですか？よろしいですか？これはご理解いただいたということによろしいのでしょうか？

委員の方はないということで、事務局の方からはこれについて何かございますでしょうか？よろしいですか？

はい、それではないということで。

(委員)

前回、新型コロナの影響で、本人がコロナになった場合と、コロナによる影響で収入が減った場合の説明をしていただいて。深刻になってきていますけど。この前の説明、8月現在では申請者が4世帯で4世帯とも一部減税決定になったとありましたけど、現時点ではどんな状況でしょうか？

(税務課)

現時点で8件となっております。

(委員)

それはコロナにかかったってということではなくて、コロナの軽減がかかったということやね。コロナは、今は違うもんね、かかった人っていうのはね。

(会長)

よろしいでしょうか？他によろしいですか？はい。

それでは事務局もないということですし、今日は色々忌憚のないご意見たくさん聞かせていただきまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和2年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。閉会いたします。